

第6回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和元年6月28日

出席者	1. 菊池勇夫	2. 中野誠五	3. 甲斐奉文	4. 中田辰美
	5. 森田正春	6. 林田寿利	7. 柳田隆喜	8. 田野敏広
	9. 山口時義	10. 藤本政嗣	11. 黒木民徳	12. 藤田博文
	13. 菊田正光	14. 竹田親吏		

議事録署名人 2番 中野 誠五 委員 3番 甲斐 奉文 委員

開催時間 開会 PM 13:20 ~ 閉会

発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和元年第6回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は9番山口時義委員、12番藤田博文委員より欠席届が出されております。</p> <p>ただ今の出席委員は12名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p><挨拶></p> <p>それでは日程表に従いまして、令和元年第6回総会を進行していきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。2番中野誠五委員、3番甲斐奉文委員、よろしく願いします。</p> <p>続いて日程第2、会期の日程は本日1日といたしますがよろしいですか。</p> <p><異議なし></p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。</p> <p>それでは日程第3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>2ページをお開きください。議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請</p>

について。農地法第 3 条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があったので、承認を求める。令和元年 6 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。3 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 54 番から 56 番までの 3 件となっております。詳細については担当がご説明いたします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号は 54 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷神門の 72 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 70 歳の方です。申請地は、南郷神門字石越、田 1 筆、1,042 m²になります。申請理由は贈与。譲受人の経営ですが、自作地のみ 5,638 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。5 ページが地籍集成図となります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

田野委員

8 番、田野です。譲受人と譲渡人は姉妹であり、北郷から神門まで耕作に通うのは大変ということもあり贈与ということになりました。申請地の地目は田ですが、水の便も悪くしばらく田として使用していなかったため、野菜でもつくろうかなという話をしておりました。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 54 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 54 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 55 番の説明をお願いします。

事務局員

6 ページをお開きください。受付番号は 55 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 75 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 90 歳の方です。申請地は西郷山三ヶ字山瀬、田 3 筆、4,559 m²になります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は粟となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 13,852 m²。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

竹田委員

14 番、竹田です。譲受人は現在町議をしており、精力的に農業をがんばっております。譲渡人は 90 歳と高齢で現在施設に入所しておりますので、息子さんに話を聞いてきました。息子さんも現在体を悪くして、日向の病院に入院しております。申請地は 20 年以上耕作しておらず、山のような状態でありました。息子さんも自身で耕作出来ないということで、今回の申請となりました。どうぞよろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 55 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 55 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。ここで、14 番竹田親吏委員が都合により退席いたします。お疲れ様でした。

<竹田親吏委員、退席>

続きまして、受付番号 56 番の説明をお願いします。

事務局員

8 ページをお開きください。受付番号は 56 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 55 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 88 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字平田、田 4 筆、2,115 m²になります。申請理由は使用貸借。利用計画は WCS となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 16,614 m²。家畜は牛を 8 頭飼養しております。家族総数 5 名の労力 5 名となっております。9 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

10 番、藤本です。譲受人は JA の職員であり、家族総出で農業に携わっております。譲渡人は夫婦で特老に入所しており、今年から田の管理が出来ないということで今回の申請となりました。ご審議よろしくをお願いします。

議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 56 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 56 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員、挙手></p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。</p> <p>続きまして、議案第 15 号、非農地の許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>10 ページをお開きください。議案第 15 号、非農地の許可申請について。農地法第 2 条の規定する農地でないことの証明願いの申請があったので、承認を求める。令和元年 6 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。11 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 57 番の 1 件であります。詳細については担当がご説明いたします。</p>
事務局員	<p>12 ページをお開きください。受付番号は 57 番です。受付月日が、令和元年 6 月 18 日。申請人が、西都市の 63 歳の方です。申請地は、南郷神門字北又江ノ原、田 3 筆、現況は山林、694 m²であります。所有者は申請人と同じです。調査年月日は令和元年 6 月 18 日。証明根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっております。13 ページが地籍集成図、14 ページが現況写真になります。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
事務局員	<p>地区担当委員は山口委員ですが、今朝欠席の連絡がありましたので事務局のほうで代わりに説明いたします。申請人はもともと南郷の方で、現在西都市に住んでいるため、山口委員も接触がとれていないそうです。表から申請地に行く道は無く、10 年以上は耕作していないと説明してほしいということでした。以上です。</p>
中田委員	<p>いいですか。</p>
議長	<p>どうぞ。</p>
中田委員	<p>4 番、中田です。今南郷にはお姉さんが一人で住んでいます。農地のことはわからないかもしれませんが、近いうちに行って確認したいと思います。</p>

議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 57 番について質疑のある方は挙手をお願いします。
中野委員	はい。
議長	どうぞ。
中野委員	2 番、中野です。写真で見ると隣接地は田ですが、持ち主は同じ人ですか。違うなら将来的に影響はないのでしょうか。
事務局員	隣接地との間には小さな谷があり段差になっています。谷があるため申請地に渡れません。生えているのは雑木であり直接の影響は無いと思われます。以上です。
議長	他にありませんか。 ここで暫時休憩といたします。
	<休憩>
	それでは休憩を解いて、本会に戻ります。 受付番号 57 番について質疑のある方は挙手をお願いします。
	<なし>
	無いようですので採決に移ります。受付番号 57 番に賛成の方の挙手を求めます。
	<挙手、多数>
	ありがとうございます。挙手多数で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして、議案第 16 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の提案理由説明を求めます。
局長	15 ページをお開きください。議案第 16 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和元年 6 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。16 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 58 番と 59 番の 2 件になります。詳細については担当がご説明いたします。
事務局員	17 ページをお開きください。受付番号は 58 番です。利用権の設定を受ける者

が、美郷町西郷田代の 61 歳の方。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 85 歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷田代字飛渡と小田ノ原、田 2 筆、3,723 m²になります。利用権の種類は賃借権の設定。利用計画は、WCS と飼料作となっております。利用権の設定に伴う事項ですが、申請書明細のとおりであります。設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 76,877 m²。家族総数 5 名の労力 4 名となっております。利用権設定区分は継続であります。18 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中野委員

2 番、中野です。利用権を設定する者は高齢であり、奥さんも施設に入っており農地の管理が出来ません。利用権の設定を受ける者は畜産農家であり、美郷町でも上位に入るほどの農地を管理しております。継続案件であり、今まで問題はありませんでした。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 58 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 58 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 59 番の説明をお願いします。

事務局員

19 ページをお開きください。受付番号は 59 番です。利用権の設定を受ける者が、美郷町西郷田代の 44 歳の方。利用権を設定する者が、日向市の 65 歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷山三ヶ字鳥ノ巣、畑 1 筆、3,078 m²になります。利用権の種類は賃借権の設定。利用計画はシキミとなっております。利用権の設定に伴う事項については、申請書明細のとおりであります。設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 35,006 m²。家族総数 2 名の労力 1 名となっております。利用権設定区分は新規です。20 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

甲斐委員

3 番、甲斐です。利用権を設定する者は日向市に住んでいて、田の管理などでちよくちよく帰ってきているようです。申請地は山田であり、5・6 枚からなる棚田で、ひとりでは管理が出来ないというところで荒らしておりました。利用権の設定を受ける者は主にシキミと栗をやっておりまして、まだまだシキミを広く増やしたいということで今回の申請になりました。双方何の問題も無いと思われまので、ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 59 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 59 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、報告第 7 号、農地改良完了届について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

21 ページをお開きください。報告第 7 号、農地改良完了届について。農地改良完了届の提出があったので報告する。令和元年 6 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。詳細については担当がご説明いたします。

事務局員

22 ページをお開きください。農地改良完了届の提出がありましたので説明いたします。内容は完了届の記載のとおりです。畦の新設ということで完了写真が添付されております。ご確認ください。以上です。

議長

報告の説明が終わりました。

それではこれで、本日の議案の審議をすべて終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、令和元年第 6 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。

一同、礼。

お疲れ様でした。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 菊田 正光

美郷町農業委員会 委員 中野 誠五

美郷町農業委員会 委員 甲斐 奉文